

別海町議会会議録

第3号 (平成24年3月12日)

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 15番 中村 忠士 議員
- ② 5番 西原 浩 議員
- ③ 9番 瀧川 榮子 議員

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 15番 中村 忠士 議員
- ② 5番 西原 浩 議員
- ③ 9番 瀧川 榮子 議員

○出席議員 (18名)

1番	木 嶋 悦 寛	2番	松 壽 孝 雄
3番	森 本 一 夫	4番	今 西 和 雄
5番	西 原 浩	6番	沓 澤 昌 廣
7番	小 林 敏 之	8番	安 部 政 博
9番	瀧 川 榮 子	10番	山 田 信
11番	丹 羽 勝 夫	12番	松 原 政 勝
13番	戸 田 博 義	14番	戸 田 憲 悦
15番	中 村 忠 士	16番	佐 藤 初 雄
副議長	17番 安 田 輝 男	議長	18番 渡 邊 政 吉

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	副 町 長	磯 田 俊 夫
教 育 長	山 口 長 伸	代 表 監 査 委 員	鈴 木 英 世
監 査 委 員	下川原 洋	農 業 委 員 会 会 長	松 田 寅 義
総 務 部 長	小 守 正	福 祉 部 長	田 村 秀 男
産 業 振 興 部 長	土 井 一 典	建 設 水 道 部 長	根 本 幸 三
教 育 部 長	大 島 登	監 査 委 員 事 務 局 長	半 田 雅 代

農委事務局長	森 本 哲 男	病院事務長	真 籠 毅
会計管理者	上 月 昭 彦	総務部次長	有 田 博 喜
福祉部次長	松 本 光 永	福祉部次長	齋 藤 英 彦
福祉部次長	松 壽 和 広	産業振興部次長	笠 原 悦 雄
建設水道部次長	天 田 豊	総務課長	宮 部 正 好
総合政策課長	有 田 博 喜	財政課長	竹 中 仁
総務課参事	佐 藤 則 夫	税務課長	田 保 圭 乙
福祉課長	佐 藤 英 敏	福祉課参事	清 水 純 夫
町民課長	齋 藤 英 彦	特養建設準備室長	松 本 光 永
保健課長	佐々木 勉	老健事務長	清 尾 昌 弘
特養施設長	村 井 勉	デジタル化施設長	中 澤 庄 一
農政課長	山 崎 茂	環境特別推進室長	登 藤 和 哉
水産みどり課長	笠 原 悦 雄	商工観光課長	岡 田 一 芳
管理課長	小 西 健 夫	事業課長	天 田 豊
事業課技術長 (病院建設準備室長)	山 岸 英 一	上下水道課長	永 野 寛 昭
学務課長	藤 原 繁 光	生涯学習課長	下 地 哲
図書館長	中 川 浩	病院事務課長	佐 藤 一 彦

○議会事務局出席職員

事務局長 佐藤次春 主 幹 山田一志

○会議録署名議員

1 2 番	松 原 政 勝	1 3 番	戸 田 博 義
1 4 番	戸 田 憲 悦	1 5 番	中 村 忠 士

◎開議宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

若干、時間前でございますけれども、皆さん、おそろいでございますので始めたいと思います。

ただいまから、第5日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。

12番松原政勝議員、13番戸田博義議員、14番戸田憲悦議員、以上3名を指名します。

◎日程第2 一般質問

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

まず初めに、15番中村忠士議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○15番（中村忠士君） おはようございます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。質問の前に一言、申し上げます。昨日、3月11日は、東日本大震災並びに福島第一原発事故からちょうど1年となる節目の日でありました。改めて、犠牲となられた方々に哀悼の意を表しますとともに、御家族、関係者に心からのお見舞いを申し上げます。

きょうから2年目に入ったわけですが、震災、原発事故からの復旧、復興については、膨大な課題を残したままになっており、政治の責任はますます重いものとなっています。私自身、微力ではありますができ得限りの努力をしなければならぬと気持ちを新たにしていることを述べまして、質問に入らせていただきます。

まず1点目でございますが、矢白別演習場での米軍訓練についてです。

本年、3月4日からというのは、通告時点で私が受けていた情報と現実が若干違いますので、現実に即して申し上げたいと思います。

本年3月4日から、3月12日まで沖縄の米第37戦闘兵たん連隊70人と陸自第5旅団第4普通科連隊200人による共同演習を行い、さらに6月上旬から7月上旬には通算16巡目、矢白別演習場においては12回目の在沖縄米海兵隊実弾射撃訓練が行われる予定になっています。

在沖縄米海兵隊の移転訓練が始まった1997年以降、ことしで16回目を迎えますが、日米共同訓練を含めると矢白別演習場での米軍訓練・演習は延べ16回となり、平均すると1年に1回は米軍が来ているということになります。しかも、ことしは3月と6月の2回、米軍が訓練・演習を行うということですから、矢白別演習場での米軍訓練・演習

の恒常化がされたと言っている状態であります。

こうした状況の中で心配されるのは、町民の安心・安全・治安の問題です。沖縄や米軍基地を抱える地域では、米兵や軍属、その家族による犯罪、事故に苦しめられています。とりわけ日本の第1次裁判権を事実上放棄する日米地位協定やそれにかかわる密約が存在するため、国民の安心・安全は脅かされ続けています。こうした状況の中で、町民の安全をどう守るか具体策を含めて町長の考えをお聞かせ願います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

中村議員の一般質問に答弁をする前に、昨日、3月11日、未曾有の災害となりました東日本大震災、1年を迎えたところであります。改めて、現在の進まない復興、そして避難されている住民の皆さんの安全な生活が取り戻せない状況を思うときに、万感、まさに胸に迫る思いがあります。1日も早い復興を祈りますとともに、亡くなられた皆さんの御冥福をお祈りいたしますとともに、お見舞いを申し上げる次第であります。

そしてさらに、国民一丸となって、災害の復興に当たる、そういう思いを共有する日になることを心から願っております。

御答弁を申し上げます。まず、3月に実施される日米共同訓練、また6月に実施される沖縄県道104号線超え実弾射撃訓練の分散・実施が行われる状況の中で町民の安全をどう守るのか、具体策を含めた考え方ということでございますが、まず沖縄や米軍基地周辺での犯罪、また事件につきましては、私といたしましてもまことに遺憾であると思っております。事件などが発生した場合の事実関係の究明、再発防止に向けた万全な対策を日米相互間において確立することを望んでいるところでございます。

また、矢白別演習場での米海兵隊の訓練に当たっては、本町を含む矢白別演習場に隣接する標茶町、厚岸町、浜中町の4町と北海道で構成する矢白別演習場関係機関連絡会議、これにおいても住民の不安や懸念を解消するため、訓練に伴うさまざまな情報をできるだけ早く収集し、交換しながら地域住民の生活の安全確保を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 質問の中に地位協定の問題、そしてそれにかかわる密約の問題を述べております。

この点について言及がなかったので、さらにお聞きをしたいと思うのですが、ここに沖縄県の金武町の議会が採決した意見書があります。文面を全部、読んでみると長くなりますので、概略、どういう内容かということで御紹介したいと思うのですが、地位協定の問題、これは見直さなければいけないと、それから密約が存在すると、それを公表して破棄してほしいと、すべきであるという内容の意見書を、これは全会一致で採決しているのです。

金武町がそういうことを言っていると、その苦難を分かち合うのだといって我が町も海兵隊の受け入れを容認したということでもありますから、この意見書の採択というのは大変、重く私たちは受けとめなければいけないと思うのです。

そういう点で地位協定の問題、そしてこの密約の問題、それをどう考えるのかと、そういうものが存在する以上、町民の安全というものは確保するように努力しているといっても、これがある以上、それは単なる言葉になってしまう可能性があるとして重要に受けとめな

ければいけないのではないかと、そこら辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 日米の地位協定、また密約というお話もありました。

私、密約についてどう私が判断するか、そういう材料は持ち合わせておりませんので、それについてはお答えをしかねますが、日米地位協定の含めて、運用の面を含めて、それぞれ日米の相互間でそれぞれ協議が行われているということも私ども聞いておりますし、それぞれ徐々にではありますが、改善に向けての双方の努力というものも、また今、なされていることだと思っています。その辺は、これからも私ども見守ってまいりたいと思いますし、また金武町の今、取り組みですね、それもおっしゃられました。それについてはもちろん、私どももその金武町の取り組みとして尊重して、住民を守るために自治体が努力して、そういう思いで注目をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 地位協定については、日米間で協議がされているということ、それから密約の存在については確認していないというか、調べる手だてがないというようなこともおっしゃられました。

それでいいのかという感じがします。密約の存在を裏づけるものとして、さまざまな証拠が今、上がってきています。沖縄タイムスが報道した内容をちょっとお伝えしますと、1962年12月1日から63年11月30日まで、ちょっと古い内容でありますけれども、この1年間に日本の裁判に付されるべき件数、つまり米軍の所属の兵員、あるいは軍属、その家族が起こした犯罪で日本の裁判に付されるべき件数は、この1年間で3,433件あったと、そうであるにもかかわらず米軍はこのうちの2,627件の裁判権を譲るように請求したと、76%です。

本来だったら日本で裁判しなければならない案件の76%を第1次裁判権をおれに寄せと米軍が言ったと、そしてそのうちの92%である2,448件を日本政府は放棄したという事実を報道しています。この点についてはご存じでしたか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 細かい数字について存じてはおりません。

しかしながら、このことにつきましては日本政府として、日米相互間でしっかりと協定の不備があるのであれば、改善に向けて努力をしていく、そして信頼のもとに努力をしていく、そのことが一番大切だと思っていますし、そのことについては徐々にではありますが進んでいることと思っています。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 沖縄の問題だと今、ちょっと声がありましたけれども、これは違うのですよ。全国の問題ですから。全国でのこの問題であります。日本でそういう状態になっているということでもあります。

ぜひ、町長に確認をしたいと思うのですが、前にもこの密約の問題、私、町長にお尋ねしました。1971年段階で、この地位協定にかかわった人が学者の立場から論文を書いているということで、この密約を裏づけている、そういう内容の論文を発表しているというふうにお伝えしました。それについてはご存じかと言ったら、承知していないということでしたから、お聞きしたら調べてみるという御返事でした。その後、どういうふうになったかちょっとお尋ねします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） そのことについては、詳しく町としては調査はしておりません。

このことについては、やはり日本の国防政策のかなめの話でございます。したがって、このことについては、やはり国会、最終的には国会でしっかり議論をして、そして日本政府としてどういう立場でしっかりと改善すべき点を改善していくのか、そのことはやはり一義的に国会のほうでやっていただく、そのことが極めて大事だと思っております。

そのことについて、この私の町の住民に対して危ない状況になるとか、そういうことが考えられる時点においては当然、私もしっかりその対応をしまいたいと思っておりますが、やはりこの問題ということについては、国が一義的にやるべき話だと、このように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 町長の御認識としては危険はないのだという御認識のようですね。本当にそう言い切れるのか、その根拠は何なのかは全く示されていません。現実には、日本の国民が負っている現状、アメリカとの関係で負わされている現状、これを直視していただきたい。

これは、町民の安全にかかわる直接かかわる問題でもあるという認識を持っていただきたい、何かが起こってからではだめなのです。起こる前にすべての想定しなければならぬというのが、私たちの任務ではないかなというふうに思うのです。そういう点ではどうですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） このことについては中村議員もそれぞれ一般質問でたび重ねて質問されておりまして、私どもも答えております。私、一番大事なのは、住民の安全を確保するもの、そのことが基本であります。

したがって、そのことが不安な状況になるのであれば、私どもは町として、行政としてやれることはすべてやります。現在については、そういうことではないので、受け入れを継続的に受け入れについてもやめてくれという話にはならない、受け入れを今してきているわけでありまして、そういう判断のもとに受けているということでございます。危険なものであれば、私どもとしては受け入れという考え方に立ちません。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 当議会が海兵隊の実弾射撃訓練について容認をしたと、そして町も率先して容認の方向をとったということの意味というのは、金武町で起こっていること、沖縄で起こっていることを私たちの町が引き受けたということなのですから、わかりますね。それを引き受けたということなのだから、沖縄で起こっていることを米軍関係で今、日本全体で起こっていることをしっかり見て、そしてきちっと想定をして、あらゆる想定をして対処していくということが私たちに課せられた任務なのだとすることを改めて強調しまして、その安全の問題では頑張るといふふうにおっしゃいましたから、その具体的な問題でお尋ねします。

演習場内には民間の住宅があります、町民が生活しております。演習場内の町民に対する安全の確保が必要だと考えます。そのためにも町として訓練部隊に対し、町民が生活していること、生活圏近くでは演習行為は行わないことなど安全を確保すべきことをしっかり伝える必要があると思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

周囲を演習場に囲まれた土地で生活している、あるいは演習場周辺で生活をしている住民の皆様方に対する安全の確保につきましては、これは北海道防衛局に対しまして、機会あるごとに申し入れをいたしているところでもございます。

そのことにつきましては、米海兵隊にも伝えられて、矢臼別演習場を使用する場合には、自衛隊がとられている町民の安全確保及び地元への配慮の観点に従うこととなっておりますので、今後も関係機関に対しまして引き続き町民の安全確保に十分、配慮をいたすよう要請をしております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） その自衛隊の使用規定みたいなのに準じて、それをしっかり守ってもらうようにという申し入れをやられているということについては私たちも認識しており、その努力については大変、努力されているというふうに思って感謝をしているところです。

ただ、最近の自衛隊の演習の中で、大変、町民が暮らしておられる住宅の近隣で銃声が聞こえると、これは全く射撃場でないところですから、これは実弾は使っていないと思います。そうだと思いますが、空砲だとは思いますが、近隣でそういう射撃訓練を行っている、あるいは日出生台では間違えて、多分、間違えてなのだろうと思うのですが、もしかしたら意図的かもしれません。米軍が演習場外に出たという事件が今回、起こっているのです。だから、そういう点では、申し入れをもっときつく、きちっとする必要があるのではないかなと思いますが、この点、どうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） ただいまの中村議員のおっしゃられた内容については、事あるごとにまず防衛局にも要請をしておりますし、また道を含む演習場周辺の4町でもしっかり防衛局に要請をし、そして懸念されることについては要請をしておりますし、また、それを通じて防衛局からアメリカ米海兵隊のほうにもその要請内容がしっかりと伝わっている、そのことは我々も確認をしておりますので、演習がことしも6月にございますが、その前にそういうことをしっかりと要請をしていく、そのことは今後ともしっかりと続けてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ぜひ、その姿勢を堅持していただいて、より具体的な問題が起こる前に強く要請していただく、もし問題が起こったらその都度、迅速に行動していただきたいということを申し上げまして、3点目の質問であります。米軍の移動経路などの情報が町民に知らされない問題があります。

町としては、情報公開、伝達に努力はされていると認識していますが、米軍に対し情報公開を一層強く要請していく必要があると思います。町長の見解を問います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 米軍の移動経路などの情報が町民に知らされない問題があるということ、米軍に対し情報公開を一層強く要請していく必要があるということでございますが、このことについては平成22年度に実施された沖縄県道104号線超え実弾射撃訓練の分散・実施時において、米軍の重火器等の移動経路の事前通知が一切なかったため、北海道防衛局に対し申し入れを行ったことがございました。

本町といたしましても、今後とも演習場周辺の皆様方の不安や懸念を解消するため、移

動経路を含め訓練の規模、時間など住民生活に関連する詳細な訓練情報等を通知するよう、矢白別演習場に隣接する別海町、標茶町、厚岸町、浜中町の4町と北海道で構成する矢白別演習場関係機関連絡会議と連携をして、引き続きしっかり要請を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、そういうことで非常にある意味では強い姿勢で臨まれているというのも承知しているところですが、今回の共同訓練に関しましては、やはり天候の問題とかいろいろあったのだらうと思いますが、日程についてはある程度、情報は町民にも伝わったと思うのですが、この経路が全くわからないということがありました。それについてはどう対処されたのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 今回の日米共同訓練については、特段その経路とか詳しい情報については、こういう形で、こういう規模で演習をしますということでありまして、特段、経路等どうのこうのという説明は事前の説明はほとんどありませんでした。

また、今回、実際にはかなり規模が縮小された演習になったということも聞いております。日米共同訓練については、いわゆる沖縄県道104号線超え実弾射撃訓練と違いまして、常時、自衛隊との共同訓練やられているのは日米共同訓練でございますので、特段、詳しい情報を知らせる必要があるのかないのか、その辺のこともあるのかなとそんな思いで、そういうことで104号線超えとはちょっと対応が違う、それはあるかと思えます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 第5旅団の動きについては、ある程度、こういう経路だよというのは伝わったのですけれども、米軍についてはわからないと、復路については全くわからないと、往路についてはある程度わかりましたけれども、復路については全くわからないという状況です。それを放置してはならないと、やはりきちっと行政の長として、その情報はつかむように努力していただきたい、そしてそれを公開するように努力していただきたいと、こういうふうに思うのですがどうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） なるべくそういう情報はとる努力はいたしたいと思えます。いずれにいたしましても共同訓練でございますので、第5旅団との米軍との共同の訓練になりますので、いわゆるSACO関係の104号線とは違うということ、これはぜひ理解をいただきたいと思えます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 時間がなくなってきましたので、4番目の質問に移らせていただきます。今の点については、認識がちょっと違うということを留保しながら4番目に行きます。

6月に予定されている在沖縄米海兵隊の実弾射撃訓練に絞ってお聞きしたいと思えます。

まず本質論としてお伺いしたいのですが、国の財政が逼迫する中、さらに東日本大震災原発事故からの復旧・復興に向け財政出動が必要となっているときに数億円の日本国民の血税が使われる移転訓練は、本来であれば中止されてしかるべきと考えます。

我が日本国と国民の困難にかんがみ、多額の出費を伴う移転訓練については返上するこ

とを町として申し入れるべきと思いますが、町長の見解を問います。少なくとも、移転訓練の縮小並びに収束のめどを立てることを町として関係機関に求めるべきと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 御質問にお答えしますが、多額の出費を伴う移転訓練については返上すべき、少なくとも移転訓練の縮小並びに収束のめどを立てることを町として関係機関に求める、そういう御質問でございますが、私といたしましてはまず国防政策は国が決定すべきものでありまして、国防政策そのものに反対するものではございません。

平成19年9月の定例議会におきまして、中村議員からの一般質問にお答えをいたしておりますように、訓練につきましては日米安全保障や我が国の国防政策の一環として実施されているものでございまして、町としては国防政策についてはできる限り協力をしていく、そういう考えでおります。

また、矢白別演習場につきましては、沖縄県の金武町における米海兵隊の実弾射撃訓練の分散・実施を町と議会の皆様方の受け入れ容認決議により、今までに11回の実弾射撃訓練が実施されているところでございます。

当時のことをちょっと振り返りますと、まず平成8年8月12日、議会で設置した特別委員会によりまして、町内全域での意見聴取や演習場周辺の農家の聞き取り調査、騒音・振動などの実態調査、また沖縄県金武町への視察調査等々、これらを実施し、平成8年12月18日に調査結果の報告、同日に県道104号線超え実弾射撃訓練の分散・実施の受け入れに関する決議が提出をされ、多くの傍聴者が見守る中で、条件付きの受け入れ容認が賛成多数で可決されました。

このときの議会での取り組みを経験した議員さんにおかれましては、現在では議長さん、副議長さん、2名となったところでありますが、当時、私も議員でありました。それを含めて決議文にあります町民の反対の意見もあるところでありますが、国の治安。騒音・地域振興対策についても示されたところである、何よりも大切なのは我が国の国防政策を尊重し、さらには沖縄の負担を少しでも軽減することが必要である、また別海町の将来を見据え、国の治安対策、地域振興対策の実施及び騒音対策などの周辺対策を早期に実施することを条件として受け入れを容認するというものでありました。

このことは、既に皆様、御承知のとおり町といたしましても議会の皆様方同様の受け入れを容認した立場でございまして、移転訓練の縮小、収束のめどを明らかにするよう働きかける考え方はございません。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ちょっとやりとりが食い違った感じがするのですが、とりわけ今、財政的に大変なときだと、その余波を我が町も受けているわけです。交付税の縮小とか含めて、町民の暮らしも大変になってきていると、そういう中で1回の演習にどのぐらい、移動だけでどのぐらい使われているかということ、町長、御承知だと思うのですが、例えば2007年では3億6,000万、2008年では約3億8,000万、2010年では3億ちょっとということで、3億円以上の移動経費がかかるわけです。これを国税でやっているというわけです。

そういうときだから、町としてもその訓練の縮小、あるいは収束のめどを立てる、そういう時期ではないかというふうに私は言っているわけです。町長としては、そういう気持

ちはないということですが、それだけ膨大な経費がかかっているということについてはどう認識されますか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えになるかどうかちょっとわかりませんが、いわゆる国の財政も厳しい状況の中で、やはり構造改革含めて、行財政改革も行われて、防衛費も年々縮小されてきているところをご存じだと思います。

そういう中で、国防というのは、やはり国の根幹をなす大事なものは国防、国を守るということでございますので、それをやはり国家として国の政府としてどう考えていくか、その問題だと思っております。

特に、自衛隊、それから安保条約に基づく米軍にしても、やはりそれらの機能を発揮するためには、目的がある、役割があるわけですから、それを達成する、いざ有事含めて、いろいろな災害を含めて、そのことについてしっかり役割を果たすのがやはり訓練です。やはり訓練のしない自衛隊、軍隊、それはあり得ないわけですから、それはお金がかかるのも事実であります。それが無駄と考えるのか、有効なものとするのか、その辺は見解の相違かなど、そのように思います。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） これだけ膨大な金額がかかっているということをちゃんと認識しなければいけないと、そういうお金は被災地に回すべきだということを私は述べまして、次の質問に移らせていただきます。

移転訓練返上を求める意思がないということですから、そういう場合でも最低、次のことは町としてやるべきことだと思います。このことについても、町長の見解をお聞きしたいと思います。4点お聞きします。

1点、前回の訓練で大問題となった火災の頻発についてですが、再びあのようなことが起こらないよう町として対策をとるべきではないかという点。それから2点目は当初の約束であった射撃日数最大10日、訓練前後展開撤収期間それぞれ3から4日程度、最大人員300名、支援部隊60から70名、155ミリ榴弾砲12門、車両60台などを確実に履行させること、特に沖縄での訓練と同質同量という約束に違反する夜間訓練の中止のために全力挙げて取り組む必要があるのではないかということ。

3点目、無用なボランティア、慰労外出、バスツアーなどについては訓練日程から除外すべきではないかということ、4点目ですが前回同様、一般町民を含めた訓練の公開を行うこと、さらに町民が司令官に対し直接質問する場を設けるために町として努力すべきではないかということ、この4点について町長の見解を伺います。

○議長（渡邊政吉君） 議長から中村議員に申し上げます。

質問方式を一問一答方式としていますので、なるべくまとめないで一問一答ずつお答えをいただくようにしていただきたいなと思います。

それで、答弁者からは1問ずつお答えいただきたいと思います。

町長。

○町長（水沼 猛君） それでは、今、議長のほうから1問ずつということで仕切がございましたので、まず1問目の前回の訓練時に起きた火災について再び起こらないよう、町として対策をとるべきと、この質問にまずお答えをさせていただきます。

中村議員がただいまおっしゃいましたように、前回の訓練時においては、野火が数回にわたって発生をいたしました。矢臼別演習場関係機関連絡会議といたしましては、北海道

と連携をし、知事名で野火の連絡があるたび、原因の究明と再発防止を徹底し、万全の措置をとるよう要請をしたところでございます。

その中でもたび重なる野火の発生について、緊急要請という形で要請を行うとともに、別海町単独でも北海道防衛局現地対策本部長に対し、演習場内での火災発生の対応についてということで、連続して火災が発生したことに対する遺憾の意を示し、火災発生防止に万全を期すよう要請したところでございます。

本年度の訓練実施におきましては、前回のようなことのないよう、矢臼別演習場関係機関連絡会議と連携し、野火の発生には十分な防止策を講じるよう要請をしまっている所存でございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ぜひ、強力な体制、対策をとっていただきたいというふうに思います。

2番目についてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 議員のほうから改めて質問。

○15番（中村忠士君） 当初の約束であった射撃日数最大10日、訓練前後展開、撤収期間それぞれ3日から4日程度、最大人員が300人、支援部隊60から70名、155ミリ榴弾砲12門、車両60台など確実に履行させること、特に沖縄での訓練の同質、同量という約束に違反する夜間演習の中止のために全力を挙げて取り組んでいただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

当町におきましては、平成9年4月号のべつかい広報に沖縄県道104号線超え実弾射撃訓練の分散・実施に関する受け入れ条件及び回答要旨を掲載をしております。その中で、五つの条件を示しまして、国から回答された趣旨を載せております。

まず、一つ目としては規律の維持など、二つ目は騒音対策、三つ目は地域振興対策、そして四つ目は別海駐屯地の存続、五つ目その他、その中の5番目のその他で訓練回数は年1回、射撃日数は最大で10日以内、訓練規模においては最大でも人員300名強、155ミリ榴弾砲12門、車両約60台となっております。

別海町といたしましては、平成8年12月18日の議会で条件つき受け入れに関する決議が可決され、本日に至っている経過から、受け入れ条件事項については守っていただくよう引き続き要請をしっかりとしまいたいと、このように考えています。

また、夜間の実弾射撃訓練等につきましては、地域住民の就寝などの妨げ等になるので実施しないよう、以前から要請をしております。引き続き、これもしっかりと要請を行ってまいります。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） これ数字を並べましたのは、町長が今おっしゃった広報での説明というよりは、議会での当時、特別委員会が設けられて、特別委員会が報告をしています。それは、町長も当事者としてご存じだと思うのですが、その報告の中にこの数字が載っているのです。だから、これはちゃんと守るべきことだと思うのだけど、どうかということなんです。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） このいわゆる条件つき受け入れ、そしてその条件についてはこれに記されている条件については守られている、そのように私どもは判断をしております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 守られていないのです。だから、このことについて言い始めると少し時間がかかってしまうので、これはまた別にやりましょう。

ここに書いてあるこの数字は、特別委員会で報告されたということに関してはどうですか。その事実については確認したいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 我々行政は議会ではありませんので、特別委員会の中身について今、詳しい資料は持ち合わせておりません。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 私、町長が当事者だったから聞いているので、忘れたとはちょっと言っていたきたくない内容でありますから確認してください。

次行きます。無用なボランティア、慰労外出、バスツアーなどについては訓練日程から除外すべきだと思いますが、どうですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

米海兵隊によるボランティア、慰労外出、バスツアーなどについては訓練日程から除外すべきと、そのような御質問でございますが、このことにつきましては平成22年度の訓練時に矢臼別演習場関係機関連絡会議が北海道防衛局に規律維持等について実弾射撃訓練に当たっての安全管理及び本道滞在中における規律の維持に万全の対応を期すことということで要請を行っております。

このときには、米海兵隊は訓練部隊の司令官が責任を持って自己の部隊の秩序と規律の維持を確保し、その際、最高度の規律を維持すると約束をしているという回答を得ていたところでございます。

その後、実施された外出については、米海兵隊の司令官が最高度の規律を維持するという約束のもと実施され、特に混乱もなく粛々と実施されたところでございます。

本年度の訓練実施に際し、外出をされる場合は本道滞在中における規律の維持に万全の対応を期すよう要請をしまいたいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 4点目に入ります。

前回同様、一般町民を含めた訓練の公開を行うこと、さらに町民が司令官に対する直接質問する場を設けるために町として努力すべきではないかという点についてはどうですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

平成22年度に実施されました訓練時におきまして、訓練公開については報道機関、自治体関係者及び一般町民も参加できることとなりまして、議会議員の方4名、一般町民の方4名、自治体関係者2名の10名が参加をいたしたところでございます。

また、グリーンフィング説明会につきましても、報道機関、自治体関係者及び一般町民も参加できることとなりまして、議会議員の方3名、一般町民が2名、自治体関係者6名の

11名が参加をいたしました。説明会の参加希望に当たって質疑事項がある場合は、その内容についても同時に報告をしていただいております。

ブリーフィングの内容につきましては、最初に大隊長から訓練の概要説明があり、その後、質疑応答が行われましたが、時間の関係で1人1問ということで実施をされ、質疑応答に対する回答はすべて通訳を通じて大隊長が行ったと報告されております。

このような過去の実績も踏まえまして、本年度訓練が実施される場合におきましても、前回同様の形での訓練公開、ブリーフィングが実施されるものと思いますので、今のところ改めて町民の皆さんから司令官に直接、質問をするための場を設けるよう要請することについては考えておりません。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 前回同様の訓練公開、それからブリーフィングは行われるものと思うということは、今、議事録に載りますので、その点、町長の責任ある答弁として受けとめておきたいと思っております。

ぜひ、直接、質問をできる、そういう機会も検討していただきたいと、こういうふうに思います。時間がありませんので、次行きます。

2番目です、自治基本条例に基づく行政執行のあり方についてであります。

1点目、別海町自治基本条例の「第3章、町民の参加と協働」には、「第13条、行政は町民のまちづくりへの参加を推進し、意思を尊重します」とあり、「広く町民が利用する公共施設の管理運営方法及び整備にかかる基本的な計画策定、または重要な変更をするとき」、行政は町民の参加を図ると規定しています。

この規定を率先して遵守する義務が町長にあるのは言うまでもないことです。この観点から、町長が特別養護老人ホームの建設運営の民設、民営の方針を打ち出し、その現実的にその方向で突き進んでいることについて検証してみる必要があります。

まず、特養ホームの民設、民営の方針はまさに条例の言う「広く町民が利用する公共施設の管理運営方法及び整備にかかる基本的な計画策定、または重要な変更」に当たります。この政策決定に当たって、条例どおりに町民の参加は図られたのでしょうか、また「第4章、町民」「第18条、町民はまちづくりに参加する権利があります」とあり、「2、町民は、議会及び行政の保有するまちづくりに関する情報の提供を受け、みずから取得する権利があります」と定めていますが、特養ホームの民設、民営の政策決定の過程にかかわる情報は町民に提供されたのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

中村議員おっしゃるとおり、別海町自治基本条例の「第3章」「第13条」には、「行政は法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、町民のまちづくりへの参加を推進し、意思を尊重します」そのように規定をされております。

昨年6月の行政執行方針では、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの民設、民営化の方向で検討を進めると述べたところでございますが、協議相手の社会福祉法人が決まっていたわけではなく、施設整備をする場合の方向として述べさせていただいたところでございます。

現在は、協議相手も決めまして、その社会福祉法人と民設、民営化の方向での方針や条件などを提示していただき、協議を重ねておりますので、大筋でお互いの合意が得られた場合には、民設、民営化の考え方や経緯を含め、合意内容などについて町民の皆さんへ

説明する用意は当然でございます。

また、お尋ねの政策決定の経過にかかわる町民の皆さんへの情報提供についてですが、最初に御説明をしておりますように、民設、民営化の政策は決定しているものではなく、民設、民営化の方向で検討を進めている状況であります。

協議を進めていることの情報や広報べつかいや町ホームページ、各種会議などを通じまして適時、お知らせをしておりますし、方向性が決まりましたら町民参加の方法として説明会を行う予定でもございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 答弁をいただきましたので、これは本来、時間があればじっくりと今、町長がおっしゃられた点、経過、これが条例に即したのかどうかということについてはざっくりと検証をしていきたいと思いますが、時間がありませんので、答弁をいただいたということできょうはとどめておきたいと思います。

2番目にいきます。特養ホームの建てかえについては具体化がこれから図られていくだろうと思うのですが、町民への情報提供や町民参加などを自治基本条例の精神に基づいてどのように進めていくのでしょうか。

町長の行政執行方針では、施設建設に当たっては2カ年での計画としておりましたが、単年度実施の方向で社会福祉法人と協議を進めてまいりますと述べていますが、検討協議の時間が短縮されることを意味しているものと受け取りました。町民への情報提供や町民参加が十分な形で行われるのかという危惧が生まれます。

町長のこの点についてのお考え方を聞かせてください。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

先ほども答弁をしているところですが、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの建てかえについての町民の皆さんへの情報提供については、民設、民営化の方向で検討を進めている状況を広報べつかいや町ホームページ、各種会議などを通して適時、お知らせをしておりますし、先ほど言いましたように方向性が決まりましたら町民参加の方法として説明会を行う予定で考えております。

なお、施設建設に当たりましては、北海道との協議の中で改築と取り壊しは一連の事業となるので、2カ年にする理由はないことや、道内の他の自治体の社会福祉法人でも同程度規模の施設整備を単年度で実施をしております。

したがって、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの施設改築を当初、平成25年から26年度として想定をしておりましたが、今回、平成26年度、単年度とするものでございまして、議員が御心配されている検討、協議の時間を短縮するものではありません。

また、町民の皆さんへの情報提供については、広報べつかいや町のホームページ、説明会などを進めてまいりますし、町民の皆さんの参加につきましても別海町自治基本条例ののっとりまして、適時、進めてまいりますので御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 3点目に行きます。

町民の皆さんの意見を募集しますという文書が配られました。これなのですが、障がい

者福祉計画、介護保険事業計画などについて意見を寄せてくださいという趣旨のものであります。

しかし、計画案については別海町のホームページに掲載している、または役場や支所、連絡事務所に置いてあるからそれを見てくれという内容になっています。これでどのくらいの町民の方が意見を寄せられる状況になるのでしょうか、またこの間、幾つかのパブリックコメントを求める企画が町側から発信されました。それ自体、大変いいことだと思いますが、それはホームページを見ることができるなどの、ごく一部の町民にしか届いていないのではないのでしょうか。

自治基本条例の中で、何度も触れられている情報共有を単なる文言、絵にかいたもちにしてはなりません。さらなる努力が必要と思います。町長の見解を問います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

町では、平成23年度に3件の町民の皆様の意見を求めるパブリックコメント、これを実施をまいりました。

一つ目は中春別中学校改築工事にかかわる基本計画で、2月14日から2月27日までの14日間、ホームページに掲載するとともに、各支所、また連絡事務所、さらに公民館にはチラシを掲示をいたしまして、意見を募集していることのお知らせをいたしてまいりました。

二つ目は、町営住宅入居者資格にかかわる方針案ですが、これを1月27日から2月15日までの20日間、ホームページに掲載をいたしました。さらに障がい者計画、障がい者福祉計画素案、また高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画素案につきましては、2月8日から21日までの14日間、町のホームページに掲載するとともに、役場、各支所、連絡事務所において閲覧できる旨を北海道新聞、釧路新聞でのチラシ折り込みにより意見を公募をいたしました。

なお、各計画案に対するアクセス数といたしましては、中春別中学校関係202件、町営住宅の関係では231件、障がい者等の関係につきましては124件のアクセスが入りました。高齢者保健福祉の関係で5件の意見が寄せられたところでございます。

今後におきましては、パブリックコメントを実施する際の際の要綱の策定やホームページ、各支所、連絡事務所等有効活用した情報の提供を検討してまいります。しかし、ホームページについてはパソコンをもし使えなければ閲覧することはできません。また、各支所、連絡事務所での閲覧方法は情報を知り得た町民の皆さんでないと、これもまた閲覧できません。新聞のチラシにおいては、新聞を取っていない町民は見ることはできない、また、広報べつかいについても前月の10日に原稿を締め切っておりますために、全部、掲載することはできないということもございます。マスコミを利用するにも限界もございません。

以上のように100%情報を伝達できる方法はなかなか見つからないわけであります。ぜひ、この辺についてもぜひそういう方法があれば教えていただければ大変ありがたいと、そのように思っております。

このような中、町が町民の皆さんの意見を行政に反映させるべくあらゆる有効手段を模索をいたしまして、これからも情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 時間になりました。以上で終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上をもちまして、中村忠士議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間、休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、5番西原浩議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○5番（西原 浩君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

1点目といたしましては、町全体で若者を育てる取り組みについてと題しまして質問をいたします。

1月12日から15日まで、別海高校の生徒4名が京都の大学、京都大学、佛教大学、立命館大学を見学しました。今回は、別海町中小企業振興条例第7条に基づいて、町と北海道同友会南しれとこ支部別海地区会が連携して実施しました。

町と京都大学は、同友会を介して連携を深めています。昨年、町は同友会を通して京都大学の岡田教授の研究チームを招き、地域経済分析を行いました。その際に、別海高校の生徒に向けて岡田氏が経済学の講演をしています。

今回、京都の見学に参加した生徒は、都会の4年生大学で日本史を勉強したい、京都の大学の雰囲気に触れることができよかったと顔を輝かせていました。同行した同友会の幹事長は、大学を自分の目で見ることによって、高校生の進学意欲が確実に高まった、若者は都会で勉強して、将来は地元に戻って地域のために働いてほしい、条例の精神に基づいて町全体で若者を育てたいと語っています。

1点目といたしましては、今回の取り組みについて町はどのように評価しているかという点についてお伺いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 西原議員の質問にお答えいたします。

町の中小企業振興基本条例におきましては、基本政策の一つである人材確保及び人材育成の観点から、児童生徒の勤労観との醸成に資する職業の体験機会の提供など、必要な施策を講じることが求められております。

議員からのお話もあったとおり、北海道中小企業家同友会南しれとこ支部別海地区会、これと地域経済の権威でございます京都大学の岡田教授との連携のもと、将来、地域の中小企業を支え、中核を担う若者を育成するため、今回、町内の高校生を京都大学等に視察研修する機会を設定したものでございます。

国内最高学府の一つであります京都大学等のキャンパスの雰囲気に触れたり、直接、大学生、院生の話を聞いたりして、高校生みずからが身を持って体験できたことについては、進学に対する意欲が強くなり、また目的意識をしっかりと持てたなどがありまして、道内だけでなく、進学対象校の選択肢が広まり、今後の学習や就職に役立つものと期待しているところでございます。

このことによって、子供たちがいろいろな勉強や学習を経験し、将来、別海町発展の貴重な人材として地域に戻って活躍することにつながるものと考えておりますので、今回の地域経済を支える人づくりに対する取り組み、中小企業振興基本条例からも大変、意義深

いものがあつたというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 大変、意義深いという認識で、有意義な事業だったのではないかなと思います。

その視察に行ったときに岡田氏は生徒に向けて世界の古典を読んでほしい、大学生になったとき必ず役立つと高校時代の過ごし方についても助言をしているところでございます。

また、岡田氏は今度3月15日に、地域経済分析調査報告会を当マルチメディア館で6時から行う予定です。これは、昨年9月に実施された調査チームのその報告会を、調査結果と、それから地域内の再投資力の方向性について報告するということが15日に行われるということです。そういうちょっと宣伝になってしまいましたけれども、そういうことが行われるということをお報告いたします。

それで（2）に移ります。大変、このようにお互いに有意義な事業を展開しているということですのでけれども、これをまた継続していくということが可能なのか、考えているのか、そういう考え方についてお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 今後の継続につきまして、対象を高校生だけではなくて、中学生も含めた取り組みとして中小企業家同友会はもとより、商工会等の経済団体や教育関係機関とも協議しながら、中小企業振興策として中小企業振興基本条例の指針に反映するなど、人材育成のあり方を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 今、部長のほうから高校生だけでなく、中学生も含めてという発展した考え方ということで、大変、喜ばしいなと思います。また、先日の教育行政執行方針でも教育長、教育委員会では別海町がこれからの変化の時代の荒波を乗り越え、未来を切り開き、持続的に発展していくためには優秀な人材を育成することが不可欠だと述べています。また、人づくり教育は別海町の活力や発展の基盤ですと大変、すばらしい執行方針であるなど私も同感しております。

そこで、（3）に移ります。今回は、京都大学を中心に京都の大学という、岡田教授とのつながりということで京都大学、京都ということでした。ですけれども、町はそのほかいろいろな事業をほかの大学とも連携して展開しております。また、今後、北海道大学や札幌医科大学などの道内の大学、それからまた東京大学とか関東の大学などエリアを拡大して広めて取り組むという考え方があるのかという点についてお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

今後、今回のような人材確保、また人材育成の観点から大学視察研修や体験機会の提供などの取り組みが必要な場合については、今、議員おっしゃられたような各大学、また町では道内の3大学、北大、酪農学園大学、帯広畜産大学と連携して事業を取り進めておりますし、また、東京農大だとか北海道の研究団体、食加研などの研究団体とも協定を交わしておりますので、そのようなことから道内のみならず幅広く取り組みを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 非常に前向きな回答をいただきましてありがとうございます。

これは、考え方は前向きなのですが、あとは具体的にどのような事業として展開していくのかというのが大変、これから重要なことだと思います。

それで、2点、紹介いたします。5月22日にパイロットファームの国際セミナーということで、東京大学の中山教授と法政大学の藤倉教授が国際セミナーということで、当マルチメディア館で開催いたします。これは、教育委員会のと、それから農政課と連携して今、話を進めているということでございまして、この間そこで打ち合わせがありまして、その教授とお話ししましたら、パイロットファームのセミナーなのですが、入植者だけに聞かせたいのではないのだと、入植者だけではなくて今の若い世代、今、日本はODAですとか、開発途上国に援助をしているという立場でございまして、その当時、世界銀行から援助を受けていた時代、そのことについて話をしたいと、そういうこととございまして、そういう事業もぜひ高校生とかに聞かせて事業として展開してほしいなと思っております。

また、今、先ほど道内の3大学との連携ということでございまして、その3大学、酪農学園、北大、それから帯広畜産大学、そこの当町にゆかりのある教授、それからそういう指導する方がいらっしゃいます。当町出身の吉野さんという方も今は酪農学園で教授をやっております、その方も北海道酪農、それから新酪農村のことについても今、調べているということでございまして。

こういうことをまた事業として展開していただければなと思っておりますけれども、今の2点についての取り組みについての見解についてありましたらお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 今、議員から紹介をいただきました、パイロットファームの関係でございまして、当町の酪農の基礎をつくり出した大きな国策的な事業ということで、その当時のいろいろな考え方、それから世界銀行などの対応等についてもお話をさせていただけるということで、今、お話のとおり時間等きちんと合いますれば高校生の皆さんとも御案内を差し上げて、ぜひ聞いていただければなというふうに思います。

また、3大学の中で当町出身の教授の方々だとか、その辺については別海町はサテライトになってございまして、町の要望も十分聞いていただくような機会がございまして、そういう機会にいろいろなことで先生方の講演等も考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 若干、通告以外のことまで発展したような質問になって申しわけなかったかなと思っておりますけれども、町全体でこの若者を育てる仕組みがさらに充実して発展することを期待して、1点目の質問を終了いたします。

2点目の質問に入ります前に、昨年3月11日に発生した東日本大震災に被害に遭われた方にお見舞いを申し上げますとともに、いまだ回復しない状況であります、早期の復興を祈念いたすところでございまして。

その震災により、私たちは人命の尊さ、自然災害の恐ろしさ、また危機管理の大切さなど、さまざまな教訓を得ました。これを次の糧にしていかなければならないなと思っております。ということで、2点目、防災対策の推進というタイトルで質問をさせていただきます。

2月27日に美原地区で火災が発生し、住宅が全焼する残念な出来事がありました。こ

の火災の消火活動に関して、出火した農家の前の道路が農道整備事業の橋梁架けかえ工事で通行どめになっていたため、消火活動に向かう消防車の到着がおくれたのではないかとされています。今回は、人的被害がありませんでしたが、今後の地域防災対策などの検証のために質問をいたします。

1点目といたしまして、行政執行方針でも防災対策ということを重点項目として挙げておりますけれども、今回、橋梁工事の通行どめの連絡は徹底されていたのかというのが1点目、それから、また消防車の到着がおくれたとしたら、その要因をどのようにとらえているかという点について質問いたします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 西原議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、防災対策と橋梁工事の通行どめ連絡は徹底されていたのかという御質問でございます。

この橋梁工事につきましては、議員も御承知のとおりと思いますが、根室振興局が事業主体の工事でございます。この橋梁の通行どめ期間については、平成23年10月1日から、平成24年5月31日までとなっております。工事の請負業者から、中標津警察署の許可を得て別海消防署へも提出をされております。

また、町からは平成23年9月27日付で通行どめのお知らせ文書により、別海消防署中春別駐在所などの関係機関へ連絡するとともに、昨年10月に発行をいたしました広報べつかいにも掲載をして、町民の皆様へお知らせをしたところでもございます。

なお、周辺の町民の皆様方へは根室振興局から平成23年4月と8月に、具体的な通行どめ期間などについて説明をし、了解を得ているとお聞きをいたしております。通行どめの連絡は徹底されていたものと判断をいたしているところでございます。

次に、消防車の到達がおくれたことに関しましては、平成24年2月29日、火災発生の2日後、別海消防署長から現場到達の遅延の報告がございましたが、その際には工事施工業者からは平成23年8月12日に消防署へ道路工事の届け出があり、消防署では全職員に周知をしていたとのことであります。

町道入り口にも通行どめの看板も設置をしております、消防署では指令台に通行どめを表示をしていたものの、その表示が小さかったことから指令台での確認のミスがあったことと、町道の入り口の通行どめの看板を火事の煙に気を取られて、見落として現場に先行し、消防ポンプ車と水槽車が迂回したことにより、約10分程度、現場到達が遅延となったという内容の説明がありました。

私からは、再発防止への万全の対策をとり、今後、このようなことのないよう十分、注意をされるよう消防署長に伝えたところでございます。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 連絡のほうは徹底されたという認識なのですが、通行どめの周知が若干、工夫が必要なのではないかという、今、回答だったと思います。

今回、幸いにも人的被害がなかったというのは、不幸中の幸いのことだったのですけれども、今後、こういうことが起こらないようにするためにはどのような改善が必要なのかと思います。

今後も橋梁の架けかえ工事というのは、やはり次から次へと工事のたびに起きる、それからそのときに通行どめという工法という形で工事をするようになると思うのですけれど

も、そこで橋梁の長寿命化修繕計画の点検作業が終了して、今年度から補強の年次計画を策定して、延命化とコスト削減に努めますと、行政執行方針のほうでも述べられているのですけれども、今後とも橋梁の通行どめをして、そういう工事を進めていくのか、その迂回路をつくらない工事というのですか、そういう形ですのか、住民としては農作業期間は外してくれだとか、いろいろ地元と協議しながら工事期間ですとか、また漁協のほうと協議をしながら工事の時期を決めていると思うのですけれども、今後、同じような橋梁の架けかえ工事があったときには、通行どめをしながら進めていくということになるのか、その辺の工事の進め方というのがありましたら、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 建設水道部長。

○建設水道部長（根本幸三君） お答えをいたします。

今、お話をいただいた工事の関係なのですけれども、長寿命化計画、これから計画をきちっと立てていく状況になりますが、今回のことも踏まえてそんなことも含めて計画をつくっていきたいというふうに考えていますが、今回の場合は特種な状況にあったことも確かでありますので、冬でこの火災を機に部内でも協議をいたしました。例えば、一つ目にはだれも知らなくても大きな看板があれば回って行けるのかなということもありますし、今回のように冬になりますと、それがわかってUターンしようとしても、取りつけ道路と迂回するところがないという状況もありますので、冬の場合はそういう取りつけ道路も一部、除雪をするとか、そういうことも考えていかなければいけないという話になっていきますし、そのことも含めて長寿命化計画を立てていきたいと思いますし、道等の仕事があった場合にもそのようなお話をさせていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 先ほど、通行どめのことに関しては、確かにちょうど雪が前の日か何かに降って、10センチか15センチぐらい積もっていて、非常に道幅も狭くなったという悪い条件も重なっていました。今、部長がおっしゃったように、なかなかUターンできないという状況で、火災が目の前にあって、消防車が目の前にいるのに来てくれないということで、じれったい思いをしていたということも聞いております。

そういうことで、今、何点かその改善項目を検討するという回答もいただきましたので、非常に交通量は少ないのですけれども、やはりそこで生活している地域住民にとっては大切な道路、生活道路ですので、今後の出来事を検証して、改善してもらいたいと思います。

先ほどは、連絡のほうは徹底していたという判断だったと思うのですけれども、町内会の周知というか、その住民への周知というのはもう少し、改善する余地はないのか、その辺についてどのように考えておられますか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 先ほど答弁したかと思いますが、町内会周辺、関係の町内会の皆さんには事前にそういう状況、通行どめの状況等、工事の状況を説明をしておりますし、お知らせをしているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） わかりました。

では2点目に移ります。2点目に移る前なのですけれども、町として広報をしていたと

いう認識なのですけれども、住民としてはなかなかいつまで通行どめだとかという情報が余り理解していなかったというのが現実問題として、そういう現実があるのかなと、そういうことだけはお伝えしたいなと思います。自治基本条例の情報の共有化という観点からも、十分だよと言われたらそれまでかもしれないのですけれども、その点についてももう1回、検証していただきたいなと思っております。

それでは2点目に移ります。2点目は、火災が発生した農家は連合町内会、それから自主防災組織は美原地区に属しています。また、農協はJA中春別ですので、経済圏も生活圏も中春別です。

しかし、新酪農村整備事業で移転入植したため、住所地番は床丹となっており、消防団は尾岱沼地区の管轄になります。そのため、連携が取りづらい状況になっているのが要因の一つではないかなと見受けられております。

自主防災組織と消防団の連携、協力を深めるためにも自主防災組織や消防団の地域割りなどの見直しも必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 二つ目の御質問に答える前に、先ほどの火事についてのそういう、いわゆる消防署の職員がその通行どめの出動に当たって見落とししたという事実がございます。それで消火への時間がおくれたという事実があります。

したがって、そのどういうふうにも再発を防止するかについて、この火事の次の日、消防署において、その対策について28日、管理職全員を招集し、反省と再発防止について協議をいたしております。その報告を私のところにもいただいております。それによりまずとまず指令台地図にわかりやすい通行どめマークの表示とあわせて、文字で通行どめ及び期間を載せる、二つ目として司令室に張ってある地図、指令端末付近にある地図に通行どめ箇所、期間を明示する、司令室の掲示板に通行どめ及び期間を常時掲載する、以上の方法によって、常時、目につくようにすることと指令台地図にもわかりやすく表示をする、また当分、引き継ぎ時に確認することなど、全職員徹底して再発防止を図る、そのような報告を受けているところであります。

御質問のお答えですが、まず自主防災組織との連携、協力を探るために、消防団の管轄の見直しということでございますが、議員も御承知のとおりと思いますが、消防団については根室北部消防事務組合において組織をされ、消火活動や救助活動などの災害対応のための消防ポンプ車や装備を持ちながら、専門的な教育訓練を受けた団員で構成をされております。

通常の火災から大規模災害時の対応に至るまで、幅広い活動を行っております。なお、活動範囲は、消防団ごとに管轄区域はありますが、根室北部消防事務組合において定められております。

一方、自主防災組織は、地域住民の皆様方が自分たちの地域は自分たちで守るという自主的な連帯意識に基づいて防災活動を行う組織であります。本町にも現在、町内会121がございますが、それらの単位に74団体が組織をされておりますが、活動する範囲は各町内会等に限られた地域となりまして、日ごろは初期消火訓練や防災資機材の管理などを行っていただいております。

災害時には、初期消火活動や避難誘導を行い活動する範囲も通常はそれぞれの町内会内となっております。この二つの組織は役割や機能は異なりまして、連携に当たっては一律とはなりません、日ごろからお互いに顔の見える関係をつくっておくことが大切でありま

す。

今後も、自主防災組織が行う消火訓練やAEDを用いた普通救命講習を消防団と協力して実施をするなど、ともに地域防災を担う組織として消防団と自主防災組織の連携を深める努力はしてまいりたいと思いますが、消防団の地域割りについては根室北部消防事務組合に見直しを求めることは今のところ考えてはおりません。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 町長のほうから非常に丁寧な説明がありまして、また28日に再発防止対策会議でかなり細かく検証されているということでございます。私、今回このことを取り上げたのは、この事象を検証することが消防事務組合、それから消防団、それから自主防災組織、それから町、町内会の連携というのが今まで以上に充実することを期待してということで、このことを取り上げました。

ですので、今、非常に細かい答弁もいただきましたので、これからも災害対応力の向上と、それから災害に強い町になることを期待いたしまして、私の一般質問を終了いたします。

どうもありがとうございました。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、西原浩議員の一般質問を終わります。

それでは、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時40分 休憩

午後 0時56分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

なお、戸田博義議員が早退をしておりますので、会議録署名議員に15番中村忠士議員を指名いたします。

それでは次に、9番瀧川榮子議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○9番（瀧川榮子君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、一つ目として新エネルギー活用についてです。

平成15年にエネルギー資源の乏しい日本のエネルギー安定確保という点から、環境負荷が少ない新エネルギーへの取り組み、転換が求められ、別海町地域新エネルギービジョンが策定されました。

その後、平成18年3月にはバイオマスタウン構想、バイオマス利活用計画策定が行われ、平成19年度は別海町地域温暖化対策実行計画が策定されました。また、平成21年に策定された第6次別海町総合計画の中では、自然と共生する町とし、環境・エネルギー先進自治体の形成を挙げています。

その中では、新エネルギーの導入など環境問題への対応を町民と協働のもとに総合的に推進し、持続可能な社会形成を進めていく必要があるとしています。また、町長の24年度の行政執行方針の中でも省エネルギーの推進と新エネルギーの活用を環境温暖化対策として積極的に取り組んでいくことが表明されました。

そこでまず、一つ目として二酸化炭素削減の目標達成に向けての現状についてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

別海町では役場、すべての事務と事業を対象に地球温暖化防止のため、温室効果ガスの排出量の抑制に関し、別海町役場温室効果ガス削減実行計画を策定いたしております。改正省エネ法に伴いまして、この計画では平成23年度から、平成27年度までの5年間で5%削減するをいたしまして、そのために毎年のエネルギー使用料の1%を削減することを目標に設定してございます。

その結果、平成21年度と22年度の部分でございますけれども、エネルギーの使用料の比較では、全使用エネルギーの約10%が削減されておまして、これは二酸化炭素削減量に換算いたしますと2,400トン削減となったところでございます。

22年度を基準に削減ということでございますので、23年度についてはこれからの結果になってくるとお思いますけれども、21年度と22年度を比較いたしまして、エネルギー削減の内訳は各施設で使用しています灯油・重油等の使用量の削減率が大きいことから、職員に化石燃料の節約意識が働いたものだというふうにご考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） この計画の中で、計画の推進ということで、目標達成への点検・分析も重要ということで点検・分析され、それで27年度までに前年1%ずつ削減ということになっていて、その目標が設定されているわけなのですが、各施設への働きかけはどのようにされているのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 別海町の各施設への働きかけでございますけれども、基本的にこの削減、毎年1%の削減を目標に灯油、それから電気等の節約を図っていただくようこちらのほうからお願いしている状況でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） この地球温暖化防止のためにこの計画の中ではかなり細かく各施設にどんなふうにして温暖化防止のための施策を実行するために、協力してほしいことの内容というのが細かく設定されておりました。ですので、そのことについて各施設への働きかけ、これからも行っていただいて1%と言わず、もう少し削減できるような方向性が見つかればいなと考えていますので、ぜひ働きかけをしっかりとっていただきたいと思えます。

二つ目として、町の具体的な対策の中でも太陽光発電、自然エネルギーの利用促進するという文言があります。温暖化対策をとっていくという中で、対象となる町施設での化石燃料削減など、自然エネルギー未利用施設で新エネルギー利用開始について何らかの検討がなされていますか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 自然エネルギーには太陽光、バイオマス、水力、風力、地熱、波力、潮力等多岐にわたっておりますけれども、別海町の特徴を考えると日照時間が長いこと等から、太陽光発電や、また豊富にあるバイオマス資源の家畜ふん尿の活用が有効であるというふうにご考えております。

町内施設への新エネルギーの導入でございますけれども、町立病院の新院内保育園でございますが、太陽光発電施設を設置しまして、当施設で使用する電力の一部を賄うという

ことでございます。

また、環境教育からの観点でございますけれども、中央中学校で太陽光発電装置設置計画が、また中春別中学校においても改修計画に伴いまして同様の設置計画がなされているようでございますけれども、いずれも教育的な観点からの教材としての設置内容というふうに理解をしております。

今のところ、これ以外の施設への設置計画については承知をしております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 院内施設と、それから中学校へということで、新しく建設される場所へと現在あるところへの実施計画であるということで、それなりに期待していきたいことだと思います。

別海町の推進目標としましては、もっとたくさんの施設でこの新エネルギーを活用するための推進方向が出ていたのですけれども、例を言いますと町立の別海病院とか、それから交流館ぶらと、中央公民館、マルチメディア館とか、野付半島のネイチャーセンター、ケアハウスみどり野などというふうにして、たくさんの計画、これから活用していきたいというような施設が出ていたのですけれども、その施設の方向性というのは今のところ、今、言われた3カ所のみで計画的にはその3カ所でとどまっているということでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 別海町にはたくさんの施設がございまして、その中で当然、省エネ等について取り組んでいくのは、これからやっていかなければならないというのは当然のことでございます。

電灯のLED化だとか、それからいろいろな新エネルギーの導入を図っていくのは当然でございますけれども、今のところ具体的な話が出ているのはこの3カ所ということで、今後、その他の施設の設置については検討はなされていく、検討していくということだろうと思います。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 原発事故があった後、国としては自然エネルギーの活用ということで、大きな方向性が出てきていると思うのですけれども、国の補助事業が新たな展開を見せた場合、その展開によって補助事業が開始された場合、公的施設への活用というのが必要になってくると考えるのですけれども、その点について検討はされているでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 新たなこれからの施設を含めて、省エネ、また太陽光含めていろいろな温暖化、二酸化炭素の排出の減少を含めて、いろいろな面でこれからの施設についても当然、検討していくと思っております。

国の補助事業に特に乗れば、それが一番有利な対応の仕方かなと、そのように思っておりますが、なかなかその辺、その方向でできないものと、できるものと現在あるわけです。したがって、そういうものを含めて、また省エネのヒートポンプだとか、今までやってきておりますが、いろいろなものを想定しながらCO₂の削減、または省エネルギーについて、これからも検討してまいります。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 国の補助事業、できるだけ有効活用していくという方向性、前に

聞いたことがありますので、ぜひ補助事業をしっかりと見つけていただいて、検討、そして実施のほうに移していただければと思います。

三つ目に移ります。平成14年に住民への地域新エネルギーへの意識調査では、新エネルギーに対しての関心の高さがうかがわれました。導入金額が高いことへの不安の声もありましたが、温暖化対策、環境保全対策として早い段階から必要性を実感していると考えます。また、協力に応じる声も聞かれます。地域にある資源を有効活用していく方向性が必要だと考えます。地域資源の利用の範囲はどのように考えておられますか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 別海町におけますエネルギー視点による有効資源、やはり道内でも有数な日照時間の長さがございます。太陽光発電が今のところ最有力であると考えられますが、当然、豊富にあるバイオマス資源の家畜ふん尿、この有効利用も考えていかなければならないと考えております。

その他の新エネルギーである風力、水力、地熱、潮力等の利用につきましては、効率やコスト等に若干、問題がありまして、今しばらくこの導入については時間がかかるものというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） このアンケートとった中で、本当に皆さん、協力していきたいという思いがたくさん詰まっていたと思いました。

今、言われました風力とか水力とか地熱とか、そういうのを言われたのですけれども、別海町全体の面積が大きいので、転々としている森林というのはそんなに目立たない感じでもあるのですけれども、このバイオマスを活用していくということの中で、森林というのは考慮の中には入っていないのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 森林については、当然、CO₂の吸収源として大変、重要な役割果たしております。

したがって、町においてもいろいろ植樹等々に積極的に現在、進めております。まだまだ30%の森林率に達していない状況の中で、今後ともしっかりやっていかなければならないと思っておりますし、また、そういう意味においては、我々の酪農生産基盤であります、いわゆる牧草地含めて、あらゆるものが地球温暖化を防ぐ、そういう意味で貢献しているということでもありますので、そういうほうも今後、我々の町の資源としていわゆる地球環境の保全に貢献していく町になるのだと、そういう思いで今後とも省エネルギー、またCO₂の削減等、地球温暖化の防止、地球環境の保全に今後しっかり貢献していく町にしていく、そのことが重要だと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 地域にあらゆるものを地球温暖化の防止するために活用していく方向性というのを言われて力強い思いでいます。

四つ目に移ります。新エネルギーの導入で持続可能な社会の形成につなげていくということは、住民の協働により町が元気で、町の中で経済が回り、雇用の場が生まれる。住民の豊かな生活につながる、それにはさまざま産業が連携する必要があるということだと考えますが、推進の体制はどのようになっていますか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 新エネルギーの導入による持続可能な社会形成には、さ

まざまな産業の連携が必要であるということは、議員のおっしゃるとおりだと思っております。

かなめとなる基幹産業につきましては、平成17年度にバイオマスタウン構想を公表いたしまして、家畜ふん尿の有効利用を掲げました。バイオマスタウン構想の推進による資源循環型社会の形成がコスト削減などの効果を生むことになりまして、経済の活性化につながるものというふうに考えています。

基幹産業の生産力が地域内へ還流することによりまして、地域内での再投資が喚起されて、地域経済が活性化するものと考えますが、これらの回し手であります町内の中小企業などの体制強化に向けて、中小企業振興基本条例に基づく指針づくり、これを取り急ぎ進めているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） ぜひ、この大きな事業をやっていくには、牽引の役割、大きな役割を果たすのはやはり自治体だと考えています。

中小企業の基本条例なども大いに有効活用できるように計画を立てていただきながら、計画を推進していくということで、自治体の役割を鮮明にしていきたいと考えています。

五つ目に移ります。別海町の森林を新エネルギーの原材料として有効活用する方向性については、検証は行われているでしょうか。有効利用先、有効利用先進地の例などから、他町との協働など、考慮の方向性など考えておられますかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 先ほど町長からも森林の関係ではお答えがあったと思いますけれども、町では平成22年度に別海町の森林組合がチップという粉碎機でございまして、導入をする際にエネルギー利用、チップボイラーという部分などを検討した経過がございまして。

このときは、安定した原材料の供給確保等が難しいということから、具体的な計画には至っておりませんでした。現在、森林整備による伐採木が伐採後に放置される木材については、エネルギーという観点からではなくて、他の資源として活用しております。

具体的には、伐採木をオガ粉にいたしまして、家畜の敷料として酪農家へ供給をしたり、森林に残された木材の林地残材、これについてはチップ化をすることによりまして、水産業から排出される残渣を利用した堆肥材料の水分調整剤として活用をしたりしているところでございます。

このようなことから、現在、他町との協働については検討されておられませんけれども、しかし地球温暖化の問題や廃棄物の問題の対応から環境面ですぐれている木質バイオマスの利用については、さらなる活用方法について検討していかなければならない問題であると認識しているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 酪農の部門で活用されたりしているということなのではございますけれども、先ほど町長もおっしゃったようにCO₂排出というようなことから、そのCO₂排出権取り引きというようなことで、北海道というのはそのCO₂を削減するために最も有利な場所であるということで、少し調べてみましたら全国10ブロックあるうちで、ゆとりのあるのは5ブロックでした。そのゆとりのある5ブロックの中でも、さらにゆとりを持って58.4%を占めているというのが北海道で、排出権取り引きができる、売れるという

CO₂を売れるというか、排出権取り引きができるというのがちょっと少し古い調査内容だったのですけれども、そういうものが出てきて見ることができました。

さほどそんなにこの数値が変わっているとは思われません。別海町でこのCO₂の排出権取り引きというようなことで、北海道全体と合わせて造林などもずっと続けていかれているので、このようなことに対して積極的に働きかけていくというようなことは考えておられないでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 別海町の草地、大変広ろうございまして、CO₂の吸収源として非常に有効な部分があるという認識を持っておりまして、将来的にこれについて排出権の取り引きに対象になっていくのではないかとというふうな希望も持っておりますけれども、吸収面ばかりではなくて、排出のほうも問題になってくるといふ部分もございしますので、その辺は慎重にとらまえて進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） この森林というのは、本当に未来にとって夢のあるものだなというふうにして考えています。大きくなるのには、本当に年月がいるのですけれども、別海町でもことし23年3月の補正予算と24年の当初予算では、未来につなぐ森づくり推進事業ということで、予算が提出されています。

未来につなぐということ、未来につながっていく森づくりであるということから、森ができるということだけではなくて、地域産業も活性化していく、そのための森づくりではないかと、その予算の中から酌み取ったりしています。

町有の森林というのは本当に少なく、民有林というのが多いのですけれども、町としては民有林にも援助をずっと続けていますし、この中で地域の雇用が生まれてくるということも十分これから考えられることだと思うのですけれども、この森林に関して植林とか、間伐とか、そういうことだけではなくて、雇用につながっていくような新エネルギーを活用していくためにつながっていくような、何か対策というようなもの、検討の中に入っているでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 森林の関係でございまして、今現在、カラマツ等を防風林等かなり伐期が来ております。そういった関係から、これからたくさん木材が生産される可能性があるというふうに認識しておりまして、それが雇用の関係にうまくつながっていくかどうかという部分については、今後の課題になっていくだろうというふうに思っているところでございます。

別海町の森林率28%程度でございまして、これをもう少しふやしていったら、将来的にはもう少し林業の振興を図ってまいりたいというふうには考えておりますけれども、なかなか具体的には対策が今のところないような状態ですけれども、将来的には検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 林業、間伐の作業道整備などもかなり広い分野で入っていますし、ぜひ林業も地球温暖化というところから新エネルギー活用するために、しっかりと検討よろしくお願ひしたいと思います。

それで、六つ目です。町の補助は確実に町の中の経済効果としてあらわれると考えます。太陽光発電の補助に関して、町の補助によって経済効果はどれくらいあったかお聞き

します。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 別海町では、平成21年度から一般家庭でも取り組みやすい地球環境に配慮したライフスタイルを構築する、住民の割合を向上させたいということで、太陽光発電の設置に助成をしております。

現在、助成開始以前、平成20年度まででございますけれども、町内で設置された太陽光発電出力の1.1倍程度にまでなっております。

経済波及効果については、調査、算定をしておりますけれども、補助実績、直接的な投資になりますけれども、平成21年度で1,170万5,000円、平成22年度で1,448万6,000円、平成23年度では1,349万2,000円の予定でございます。合計3,968万3,000円ほどの直接投資というところでとらまえているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） この経済効果というのをしっかりと確認するというのも大切なことだと思います。自分たちのやったことがどんなふうにして地域に有効利用されているのかということもありますので、検証をしっかりといただいて、さらに地域にとって有効な還元方法がないかというようなことも考えていく必要があるかと思います。

いつも仕事をするときというのは、やった後、必ずモニタリングして、検証して、さらに次、どんなふうになればもっと有効にできるかということをやっていると思いますので、ぜひ商工の方のほうから情報をいただいて、こんなふうにして経済効果が上がっているのだということを地域の住民に知らせていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから七つ目です。太陽光発電では、町の補助もあり地域の中での活用が目に見える形であらわれています。今年度も当初予算から計画を上回る予算で計上されました。補助対象要件の中に（4）として施工に当たり、別海町の事業者が必要に応じた形でかわることとありますが、どのような意味を持っているのかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

太陽光発電の装置の設置には、太陽光発電システムのメーカーからのパネル資材の提供を受けまして、メーカーが実施する施工研修等を受けて、ID、認証でございますけれども、取得した方のみが設置を実施することができることというような仕組みになっているようでございます。

しかし、町内には装置のメーカー、パネルメーカー当然ございませんし、各メーカーの代理店も数少なく、町外やら管外からの多くの業者さんが参入する状況でございます。そのため、町内業者さんの参入の機会が損なわれるおそれがあることから、何らかの形で町内業者さんにも携わっていただき、受注の機会をふやしていただきたいと思いますのでございます。

具体的には、電気工事やパネル設置工事などにつきまして、町内電気工事業者さんや町内建築業者さんの方々は、これに携わっていただくというような方法で関わっていただくということをお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） かなり複雑で、町としての経済効果を簡単にさせる状況ではないのだなということを今、聞いたのですけれども、さまざまなところの機種を選ぶのは、その方の、実施する方の気持ちだと思うのですけれども、できれば町の業者さんが潤うような方法でというようなことを町しても声かけしていただければなと思います。

それで、最後、八つ目です。昨年の3月11日、福島第一原発事故後、日本の中だけでなく、世界の中でも地球温暖化対策のためだけでなく、脱原発のために新エネルギーの活用が重要視されるようになりました。

省エネに加え、自然にある身近なエネルギー資源を最大限有効に活用する方向性が問われていると考えます。別海町の新エネルギー活用がさらに進んでいく必要があると考えます。今後の取り組みについて重なる部分もあると思いますけれども、どのように考えておられるのか方向性をお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 脱原発や脱化石燃料が叫ばれる中、別海町ではかねてから何回もお話ししましたが、バイオマス発電や太陽光発電を新エネルギーとして積極的に推進してまいりました。

今後についても、地域エネルギー資源を有効に活用いたしまして、資源循環型社会の構築に向けて新エネルギー政策の検討を進めてまいりますけれども、喫緊の課題としてはやはり基幹産業である酪農について、環境保全、資源循環型への進展を推進していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 町としては、家畜ふん尿によるバイオマスをまず第一に考えていくということだと思うのですけれども、別海町では本当に太陽光の発電のことで道内有数の太陽光、日照時間があるということでもありますし、さまざまなところと連携して、新エネルギーの活用というのは大事なことになっていくのではないかなと思います。

町だけでというのではなくても、地域の業者さんなんかと住民が協働して動いていくということも十分、町がリーダーシップをとっていただいて、住民が業者さんに協力していくというようなことも考えられると思いますので、家畜ふん尿のバイオマスということになりますと、その酪農家さんだけということに新エネルギーの活用というのは、酪農家さんだけになっていて、車でバイオガス燃料をつくった車が走ったりとかしてはいたのですけれども、本当に限定された中になってくると思います。

地域の住民の人がこの新エネルギーを十分に活用できる、自分たちもそこに参加しているのだということが思えるような新エネルギーの活用の方法、方向性というのが必要だと考えていますが、もっと太陽光を大きく活用していくというようなことについては、検討の中には上っていないのでしょうか。

一般家庭への導入、そして中学校とか、学校とかへの導入ということとどまっているのでしょうか、広い意味での活用ということで検討事項として上っているか、いないかちょっとお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答え申し上げます。

バイオマスタウン構想は、それぞれ今、鋭意いわゆる建設コストですとか、なかなか結構、予算がかかる話でありまして、なかなか国の補助事業等も活用しながらやっているの

ではないかということがありますので、急激に進んでいくという状況に今はないところですが、いずれにしても今、北海道でバイオガス、国もバイオガスに取り組む市町村含めて協議会をつくって、また国にそういう要請をしたり、また電気の買い上げについてもなるべくコストに見合う価格で高額で買い上げていただきたいと、いろいろな要請を今、しているところであります。それはこれからもしっかりやっていきたいと思っております。

また、太陽光についても当然、別海町にとって日照時間も含めて、非常に有利なエネルギーの源であるということでございますので、今後とも積極的に進めてまいりたいと思っておりますし、またそれぞれ町のこれからの施設、なかなかいわゆる国の補助事業等に乗れるか乗れないか、なかなかその辺もあります、有利な状況のもとで積極的に進めていくということでやってまいりたいと思っておりますし、またそれぞれ一般の町民の皆さんへの補助について、今後ともそのことについても継続してやっていくという今、現在はそういう状況でございますので、ぜひこの太陽光含めてエネルギーのなるべく町内の有効な資源を活用して、エネルギーを求めていく、そういう資源循環型のまちづくり、それをしっかりこれから進めてまいりたいとそのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 資源循環型で、エネルギーも地産地消でということで、ぜひこれからの有効活用の方へ検討していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

公契約条例についてです。公契約条例の制定が話題になっています。土台には、市民の税金をもととする公的事业で利益を得る企業は、労働者に人間らしい労働条件を保障すべきであり、発注者である国、自治体や公的機関はそれを確保するための責任を負っているということがあるとされています。

現在は、事業者に移った仕事に関して口出しはしないという状況だと考えます。安いことに越したことはないと思う入札ですが、安いだけでいいのか、品質は、働いている人の労働環境はなど考え、安さだけを追及する入札から、従事する仕事の賃金の最低額を入札や落札の条件として自治体の入札、契約の中で定めていこうとするものです。

町として、この公契約条例についてどのように考えておられるのかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず、町が発注する工事、また業務委託などに関する公契約につきましては、北海道地区の公共工事設計労務単価、また建築保全業務労務単価など、適正な単価を用いているとともに、適切な経費を計上して積算業務を行ってきております。

安いに越したことはないと思う入札、安いだけでいいのか、品質や労働環境はどうか、そのような御質問だと思いますが、決してそのような考え方ではなくて、品質の確保、また安全対策などを含めた労働環境への配慮をされるように発注仕様書、また契約書によっていろいろな取り組みをいたしてきております。

また、最低賃金法だけでなく、労働基準法や労働安全衛生法、これらを初めとする法令遵守を契約書などに規定しておりまして、契約違反者に対しましては指名停止など、罰則基準も適用できるように定めているところでございます。

公契約条例につきましては、平成21年の千葉県野田市以来、神奈川県川崎市、東京の多摩市、この3市で制定をされてきております。現在、札幌市でも条例化に向けたパブリックコメント、これを実施をいたしてありますが、公共工事の減少による過当競争から

低価格入札が頻発をいたしまして、これらが労働者の賃金抑制の背景となって、都市部を中心に条例制定の検討が始まったところだと認識をいたしております。

別海町では、公共工事の品質確保を図るために最低制限価格制度を設けるなど、ダンピングによる低価格競争が起こらないよう、常に注意を払ってきておりますが、これまでは工事業務委託、物品調達などの各分野で適性の契約履行がされていると認識をいたしております。

公契約条例の制定に当たっては、関係法令等の町政や労使双方による協議、また制定後には賃金支払い状況の調査など、さまざまな手続きや準備が必要になることもありまして、現状では条例制定の予定はございませんが、公契約にかかわって就労される労働者の方々の健全な労働環境が維持されるように発注者の皆さんに対しても契約条項及び法令の遵守を重ねて喚起をしてまいる所存でございます。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 公契約条例をすることで、地域が豊かになるというような内容の話も聞いたことがあります。

札幌市の契約管理課では、公契約条例はまだ手探りの状態で条例を制定した後も、地域の特性などを検証し、改善しながらやっていきたいということを言っているということで、町長が今、お話されましたいろいろな内容のことがしっかりとまず実施されていくということが大前提だと思っています。

一応、役場の職員として仕事をしていたときに、清掃業務の金額がどんどんと年度ごとに下がっていく状況を見てきたことがありまして、そのときはただ単に安くなったのだ、よかったねというような思いで見えていたのですけれども、この町長の話とか、公契約条例のことを見まして、そうではなかったのだということで、改めて働く人の権利を守るというか、そういうことが大事だと思っています。

ゆくゆくは、さまざまところで働いている人に対しての給与の支払い調査というようなことも大切なことになってくると思いますし、この支払い調査というのがしっかりと行われなければ、約束事だけで終わってしまうということも考えられます。

今はこういうふうにして支払い調査などは行っていないと思うのですけれども、これから検討事項になると思っていますので、ぜひこの公契約条例ということについても続いて契約内容のほかに、こういう支払い状況なんかも調査していくということができる方向性を探っていただきたいと思いますが、済みません私、逆質問で本当に申しわけないのですが、この入札制度の中では……いいでしょうか町長に反対に質問して。（「よくないです」と発言する者あり）わかりました。私のほうでまた勉強させていただきます。

ゆくゆくは、この公契約条例というのがきちんと、すべての自治体で制定されるということになりますので、それに向けてぜひ検討をこれからも続けていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、瀧川榮子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長（渡邊政吉君） ここでお諮りいたします。

議案調査及び委員会審査のため、3月13日から3月15日までの3日間、休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、3月13日から3月15日までの3日間、休会とすることに決定しました。

◎散会宣告

○議長(渡邊政吉君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会いたします。

なお、13日は各常任委員会、14日、15日は予算審査特別委員会がいずれも午前10時から開催されますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時42分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員